

生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 上田 公司

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第79号 鳴門市印鑑条例及び鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」ほか議案2件であります。

当委員会は、12月11日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第79号 鳴門市印鑑条例及び鳴門市手数料徴収条例の一部改正について」は、電気通信事業法の改正に伴い、当該法律の引用条項にそれが生じたことから、関係条例について所要の改正を行うものがありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第80号 鳴門市附属機関設置条例等の一部改正について」は、児童福祉法等の改正に伴い、保育所等の職員等による虐待に関する通報が義務化され、所管行政庁が虐待の事実確認や児童の安全確保措置を行った時は児童福祉審議会等が報告を受け意見を述べることができることとされたことから、関係条例について所要の改正を行うものがありました。

委員からは、児童福祉法等の改正に伴う影響について質疑があり、理事者からは、これまで児童養護施設や高齢者施設には施設内において虐待が発生した場合の通報義務があり、これが拡大され、放課後児童クラブや保育所、認定こども園などの施設で虐待などを発見した者に市の所管部署に通報する義務が課される、との説明がありました。

委員からは、今回の改正により放課後児童クラブなどの施設や所管において実務的な影響はあるのか、との質疑があり、理事者からは、対象施設などにおいてこれまで苦情や要望などは市へ報告されていたが、今回の改正により虐待などを発見した場合に通報義務が生じることが明確となったもので、また、市が通報窓口を明示して対応すると法律上定められたものである、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第84号 財産の取得について」は、市クリーンセンター1号炉各所修繕材料を取得するにあたり、鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありました。

委員からは、1号炉の修繕費用について質疑があり、理事者からは、修繕材料の取得費用は2億482万円であり、1号炉の修繕総額は5億円余りを見込んでいる、との説明がありました。

委員からは、令和7年に実施した2号炉の修繕にかかる費用と比較した1号炉の修繕材料取得費用および修繕料の上昇率について質疑があり、理事者からは、修繕材料取得費用は3%上昇しており、修繕料は工事単価などの上昇率を踏まえて15%

の上昇で見積もっているが、修繕料については契約前に詳細な見積もりを徴収し、内容を精査して費用を抑えられるよう進める、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。